

福井県老人福祉・介護保険事業支援計画策定懇話会の開催概要

- 1 会議名 福井県老人福祉・介護保険事業支援計画策定懇話会（第3回）
2 開催日時 平成23年12月16日（金） 13：00～15：20
3 開催場所 県庁2階 中会議室
4 出席者 「別紙1」のとおり
5 議事次第 「別紙2」のとおり

6 委員からの主な意見

◆高齢者の生きがいづくり、健康づくり	<ul style="list-style-type: none">・介護予防の「統一的な実施方法」というのは、効果的な実施方法とか、根拠に基づく実施方法という意味であると思う。そういった有効な実施方法を明確にし、各市町ではそれを意識した上で、精度の高い介護予防事業を実行していくべきである。・介護予防事業の中で、特に、二次予防対象者が要支援状態にならないようにすることが重要である。そのためには、老人クラブなど地域の様々なインフラを介護予防事業の中に位置付けることなどにより、二次予防対象者に対し、継続的な介護予防の取組みがなされるよう配慮することが重要である。・その場合、県が継続的な介護予防の例を示すなどして、各市町がそれを基に介護予防事業を工夫できるようなイメージを表現することも大事ではないか。・要介護認定の「不要な申請」の中には、市町においてオムツ給付を受けるためだけに要介護認定を受けているというような場合も含んでいることを認識しておいてほしい。・市町や県民は、健康づくりが必要だという根拠がわかれれば行動しやすくなるため、健康づくりに関するデータやその分析などを県が示すことによって、「わかりやすいキャンペーン」を行うよう努めるべきである。
◆住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービス	<ul style="list-style-type: none">・施設において「適切な医療サービスが提供されることが重要」とあるが、今後、医療的なサービスの提供は当然の前提になるのだろうか。介護職員によるたんの吸引等も含めて、現場ではおそるおそるの部分もあるため、表現の仕方を再考してほしい。・認知症については、一般の人の間で、遺伝や伝染病という誤った認識がまだになくなっていない。認知症の人を地域で支えていくためには、認知症に

ついて一層の理解普及が必要である。「伝染病でも遺伝でもない」という表現は、このまま使う方がいいと思う。

- ・認知症は、家族などが本人の様子を見て「あれ？いつもより少しおかしい」と思う、その感覚が第1発見の目安となる。
- ・認知症について、「最初の診断は専門医が行い」という部分は変えてほしい。認知症をある程度理解した地域のかかりつけ医が初期診断を行い、専門医と共同して治療に当たるという方法を考えるべきである。最初の診断を全て専門医が行うのは不可能であり、そうなった場合、困るのは地域の認知症の人たちである。
- ・施設整備について、県が、入所申込者を減らす努力を行うという姿勢を示してほしい。
- ・特別養護老人ホームへの入所は重度の方が優先されているが、県民の意識として、重度でなければなかなか入所できないという認識はないと思う。県は、そういうことを県民に示すべきではないか。
- ・福井県では施設志向が強く、在宅で暮らし続けることを幸せと感じていない人が多いのではないか。実際に在宅にいた人は在宅がいいと感じており、県民に、もっと在宅を理解し、在宅がいいという気持ちを持ってもらうことが、在宅医療・在宅介護を推進する一番のポイントである。
- ・今の日本で、在宅で死ぬことは幸せであると言われる。人間として、死ぬときにどこで過ごすかは非常に大切な問題であり、病院でないと怖いという意識そのものを問い合わせ直す時期が来ていると思う。
- ・在宅医療の普及は、基本的に市町や地区医師会レベルの問題である。したがって、市町の介護保険事業計画の中で、地域包括ケアの一環という観点から、在宅医療を位置付けるべきである。
- ・これから施設は、入ってくる人を待つだけでなく、自立の状態が続くよう高齢者の生活を支えるという観点から、訪問系のサービスにも積極的に取り組むべきである。また、そのことを市町に認識してもらうことが重要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本県において訪問系のサービス利用が少ないという特徴について言及した方がよい。 ・ケアプランのチェックをしっかりと行うことが重要であり、そのためには、地域包括支援センターの機能充実が必要であり、県として、その必要性を市町に伝えるべきである。
◆安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県にはこういう住まいが必要だという哲学がないと、要不要に関わらず、国の補助金があるから整備するという状態にもなりかねない。県なりの高齢者の住まいに対する考え方、県民が具体的にイメージしやすい住まいのあり方を明確に示すことが重要である。 ・サービス付き高齢者向け住宅については、エイジング・イン・プレイスの実現の観点から言っても、地域バランスを考慮して建設を促進することが重要である。 ・サービス付き高齢者向け住宅は、住所地特例がないので、特定の市町に立地が集中すると、その市町に介護保険の負担が集中してしまうので、十分な注意が必要である。 ・サービス付き高齢者向け住宅は高齢者の「住宅」であり、第2の特別養護老人ホームと位置付けられてしまうような「施設」化しないようにするために、小規模多機能型居宅介護や24時間型サービスといった外付けのサービス事業者が、こうした高齢者向け住宅だけでなく、地域の自宅もカバーするなど、訪問介護としての意識を持つように、県の指導が重要である。 ・こうした新しい高齢者向け住宅に介護に入るときの、介護の具体的な提供方法などについて、県が旗振り役となり、指導を行っていくべきではないか。
◆良質な介護サービス事業者（人材）の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・介護のやりがいや達成感は、介護される人を単に保護するのではなく、その人の持てる力を引き出し、自立を支援していく部分にあり、こうした自立支援型の介護を普及・促進することで介護のレベルを上げるとともに、このような介護に魅力を感じる人材を増やしていくことが重要である。 ・介護職員に医療的処置なども求められる時代になってきた中で、介護の質を高めていくためには、看護と介護の連携やリハビリと介護の連携といった多職種の連携により、互いの職種についての理解を深めることが重要である。

	<p>したがって、各職種の職員の養成だけでなく、多職種の交流を深める取組みを検討することが望ましい。</p>
◆その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国の社会保障・税一体改革の中で、要介護認定そのものを減らしていく方針が出されており、県においても、健康づくりや生きがいづくりの施策について、こうした社会保障・税一体改革の方向性を踏まえた上で、県の計画に位置付けることが重要である。 ・また、社会保障・税一体改革では、ケアマネジメントの専門性の強化も強調されているので、その点を踏まえた上で、県の計画に位置付けることが重要である。 ・ユニット型施設の推進については、国は社会保障・税一体改革の前からずっとと言っているが、既に施設が充実している本県においては、建替えの際に順次転換していく形になるだろうと思う。 ・ユニット化推進という國の方向性については、そうあるべきだと思うが、施設入所者の要介護度がかなり重くなっている中で、ユニット化することが全ての利用者のためになるのかどうか。ユニット化すると、利用者負担が増加する点なども含めて、改めて検討してみる必要があるのではないか。

【別紙1】

福井県老人福祉・介護保険事業支援計画策定懇話会委員 出席者

氏名	役職等
池端 幸彦	社団法人福井県医師会 副会長 福井県地域包括・在宅介護支援センター協議会 会長 一般社団法人福井県介護支援専門員協会 会長
石丸 美千代	社団法人福井県看護協会 会長
菊田 健一郎 〔欠席〕	福井大学医学部 地域医療連携部 部長（教授）
木村 洋子 〔代理：皆川恭英副会長〕	福井県老人福祉施設協議会 会長
小西 砂千夫	関西学院大学人間福祉学部社会起業学科 教授
坂野 良治	財団法人福井県老人クラブ連合会 会長
田原 薫	福井県ホームヘルプサービス事業者協議会 会長
辻 哲夫	東京大学 高齢社会総合研究機構 執行委員 教授
前川 久子	公益社団法人認知症の人と家族の会 福井県支部代表
松井 一人	福井県訪問リハビリテーション研究会 会長

(五十音順)

(事務局出席者)

小林 正明	県健康福祉部 部長
山本 龍市	県健康福祉部 企画幹
橋 清司	県健康福祉部長寿福祉課 課長
木内 稔	県健康福祉部長寿福祉課 参事

【別紙2】

福井県老人福祉・介護保険事業支援計画策定懇話会
第3回会議 次第

日時：平成23年12月16日（金）

13:00～

場所：福井県庁2階 中会議室

1 開会

2 議事

意見の取りまとめについて

3 閉会